

奈良県における都市計画道路の見直しについて

1. 背景・経緯

(1) 本県の都市計画道路の現況(令和6年3月末時点)

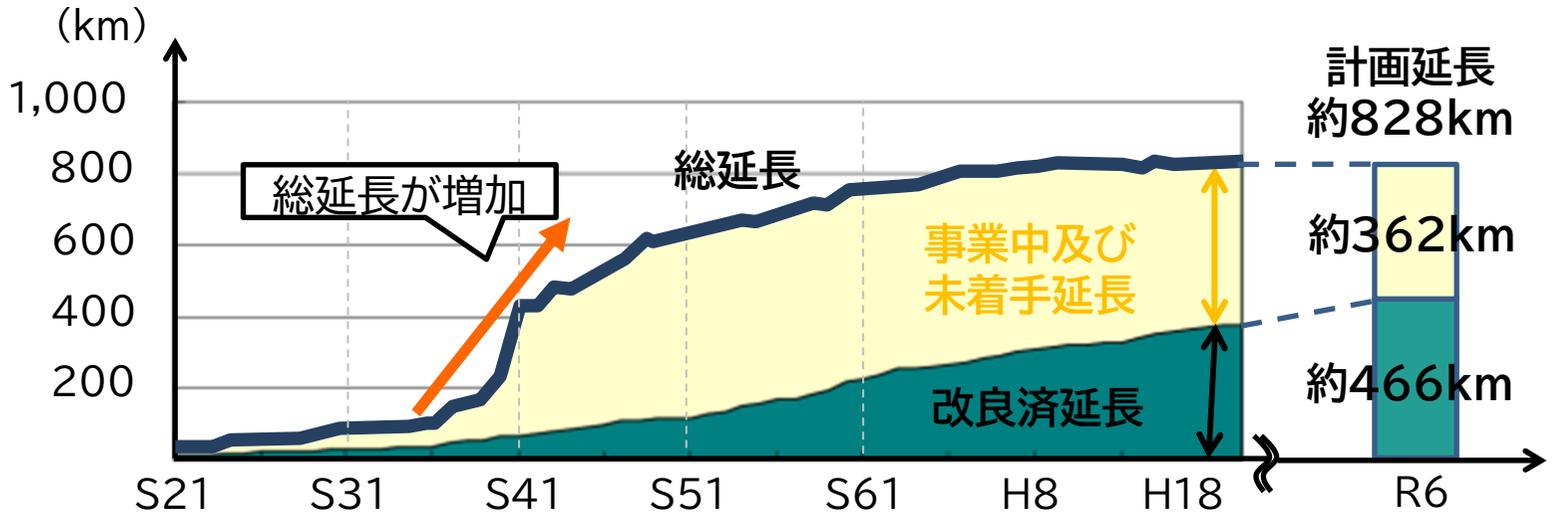
- 都市計画道路の制度は、都市の将来像を見据え、交通基盤の整備を計画的に推進するためのものである。
- 多くが高度経済成長期(昭和30～40年代)に都市計画決定されている。
- 県内の都市計画道路は、路線数:385路線、延長:約828km、整備率:約56%であり、長期事業未着手の路線が多数存在する。

本県の都市計画道路の延長と路線数

区分	合計	道路種別			
		自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路
計画延長(km)	828.68	57.11	743.64	13.49	14.44
改良済延長(km)	466.43	28.56	413.51	9.91	14.44
概成済※延長(km)	146.66	0.00	145.06	1.60	0.00
路線数(路線)	385	5	316	32	32

※概成済:概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を有する区間

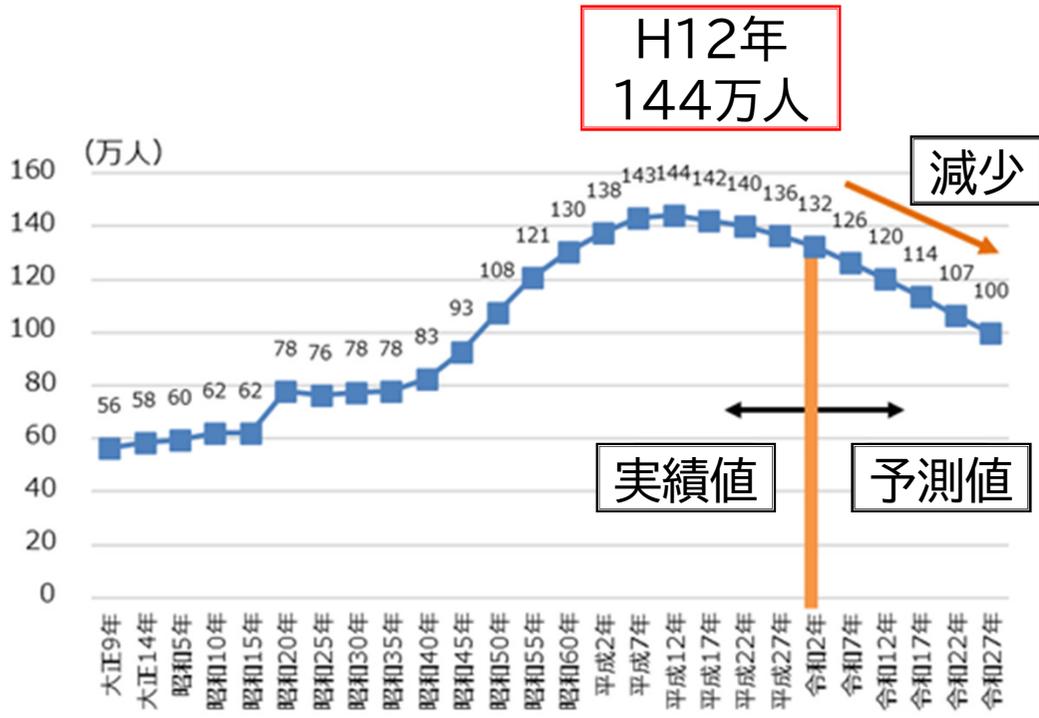
計画決定と整備状況



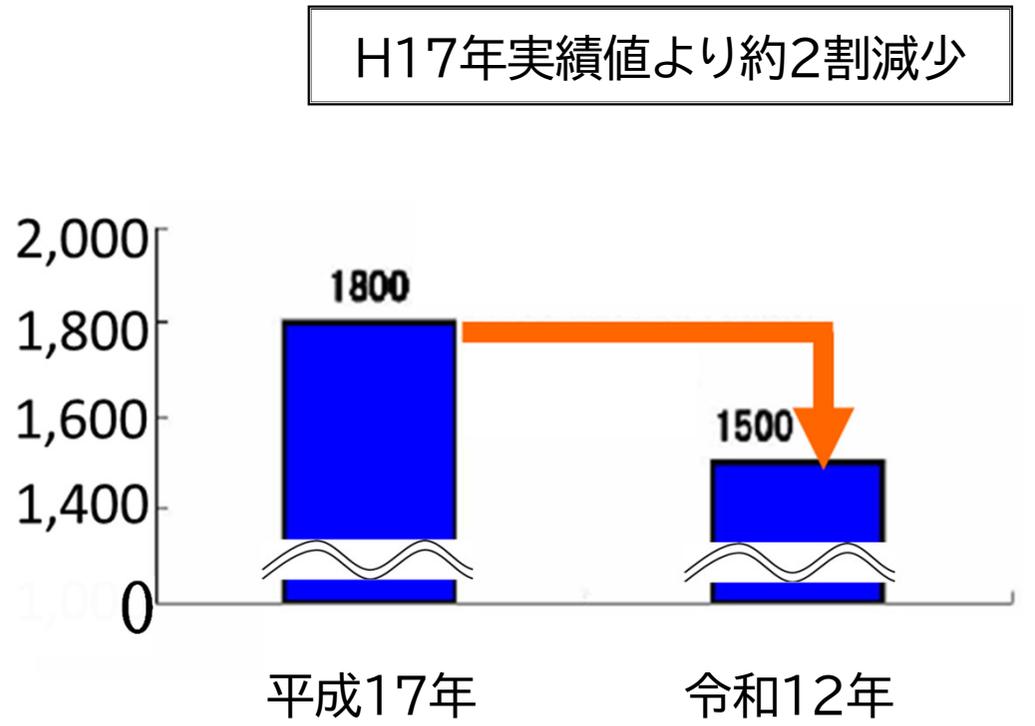
1. 背景・経緯

(2) 見直しの必要性

- ①近年、**人口減少**をはじめとする社会経済情勢の変化などにより、必要性が低下している路線が存在する可能性がある。
- ②H21時点において、H17センサスによるR12年の**将来交通量は**、H17年交通量と比較し、**約2割減少する予測**がされている。



①本県の人口推移(万人)



②平成21年 本県による将来交通量の推計結果 (奈良県総走行台万^キ)

1. 背景・経緯

(2) 見直しの必要性

➤ ③国から地方自治体に対して、「都市計画運用指針」において、都市計画道路の必要性について検証を行うよう示されている。

➤ ④都市計画法53条により、道路の都市計画が定められた区域内では将来の事業の円滑な施工を確保するため(階数が2以下で地階を有さず、主要構造物が木造や鉄骨構造等の容易に移転又は除却が可能なものを除き)、建築物の建築が制限されている。

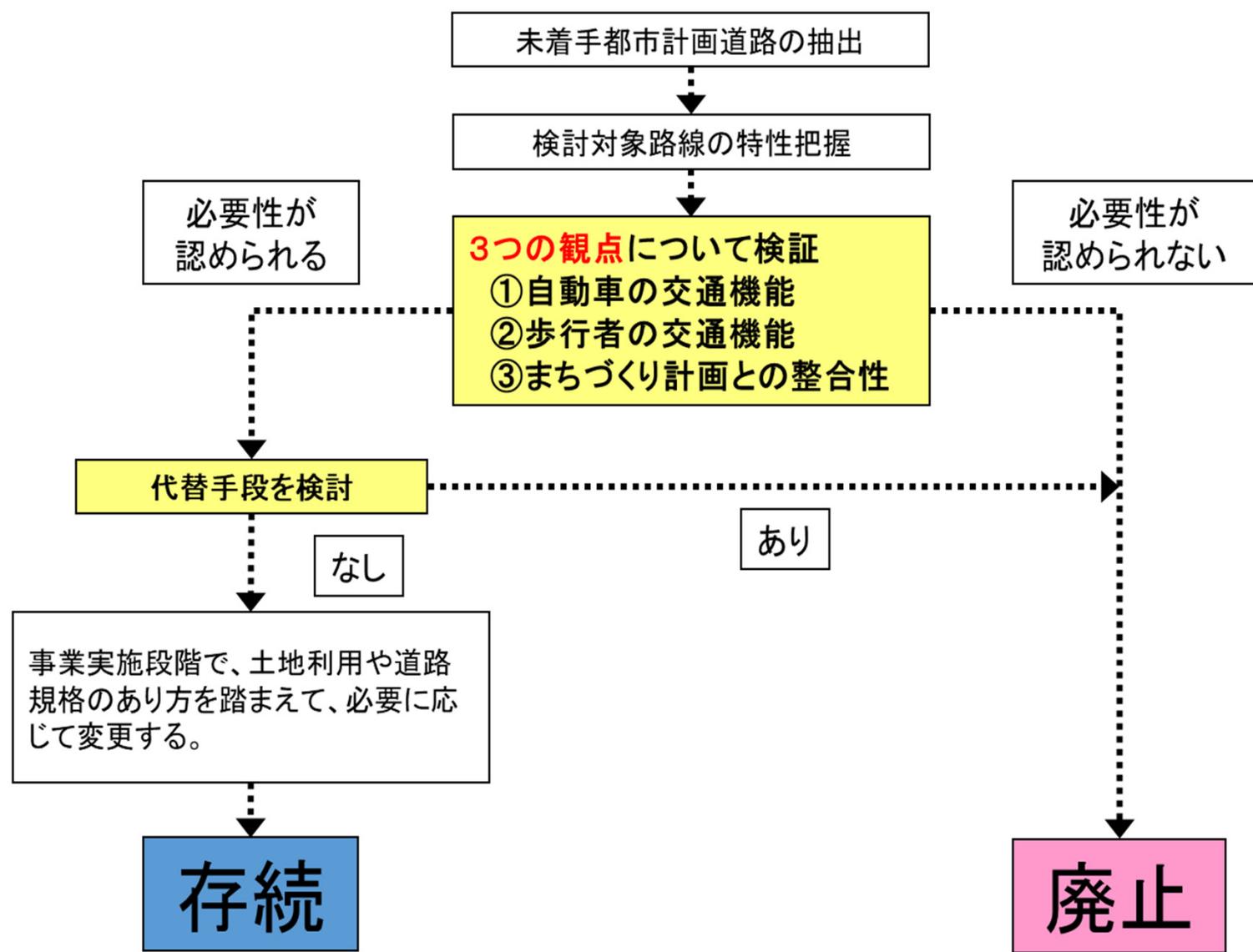
1. 背景・経緯

(3) 本県の見直しについて(まとめ)

本県の動き	
平成12年	国から地方自治体に対して、「都市計画運用指針」において、都市計画道路の必要性について検証を行うよう推奨
平成20年 12月	国がH42(R12)将来交通量推計値公表
平成21年 8月	本県の将来交通量推計結果・広域幹線道路の見直し公表(県内のH42(R12)の自動車交通量の推計値はH17比2割減)
平成22年 7月	「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」を策定し、市町村へ通知
平成22年 ~	市町村が主体となり、県と連携して市町村域内に納まる路線の見直しに着手
令和3年 ~	県が主体となり、市町村を跨ぐ路線等の見直しに着手

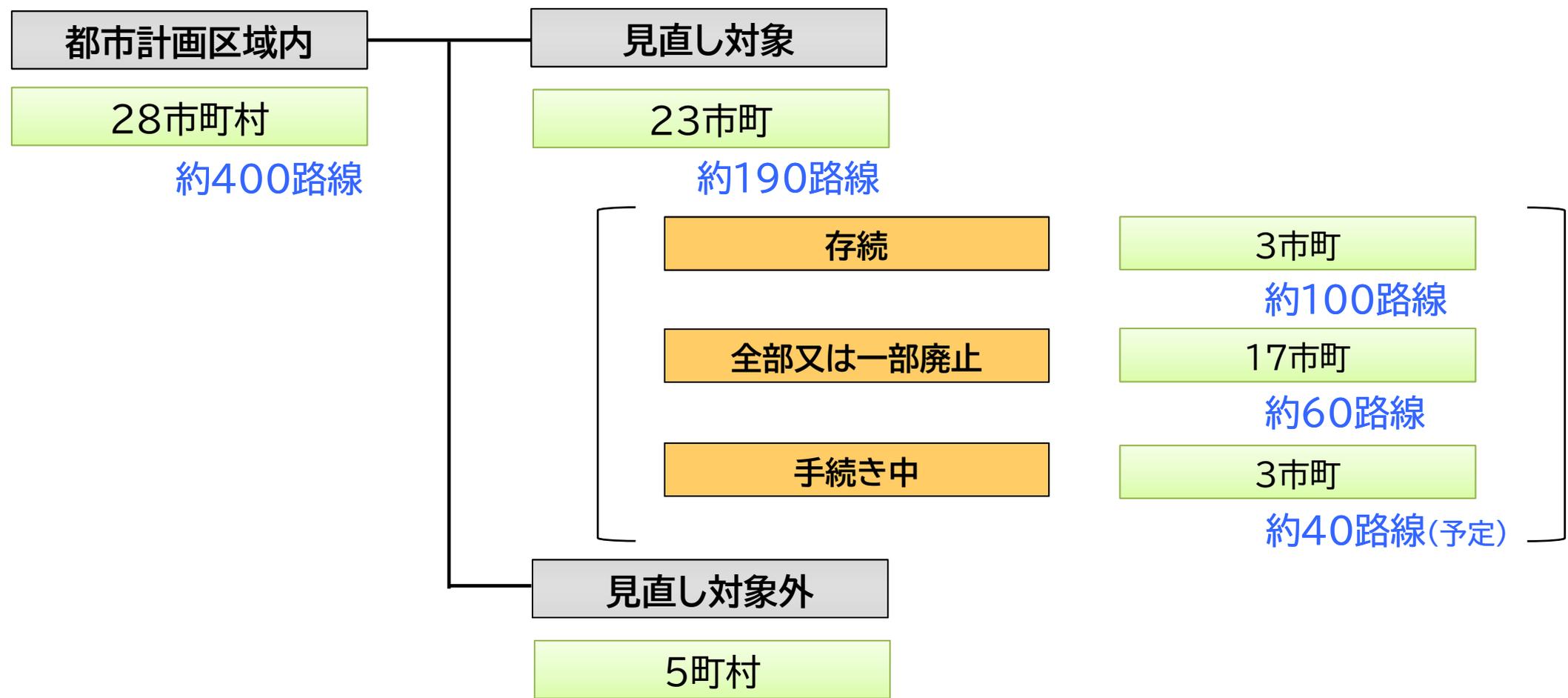
2. 現行の見直し検討フロー

➤ 現行の「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」は、「自動車や歩行者の交通機能」に加え、「まちづくり計画との整合性」、具体的には市町村がマスタープラン等に位置づける産業や観光振興の計画などを踏まえ、**必要性を検証**し存続又は廃止を決定することとしている。



3. 進捗状況(令和7年3月末時点)

- 見直しの対象は、市町村長が決定したものも含めた都市計画道路約400路線のうち、長期間事業に着手していない約190路線とした。昨年度までに、約60路線の全部又は一部廃止を行った。
- 対象23市町全てが見直しに着手しており、そのうち20市町は見直しを完了している。見直しが完了していない都市計画道路が存在する3市町においても、見直し作業を進めている。



市町村の見直しが概ね完了

4. これまでの見直しにおける課題

- 現行の「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」は、都市計画道路の存続又は廃止の結論を早急に得ることを重視したため、主に次の2つの課題を有している。

課題①

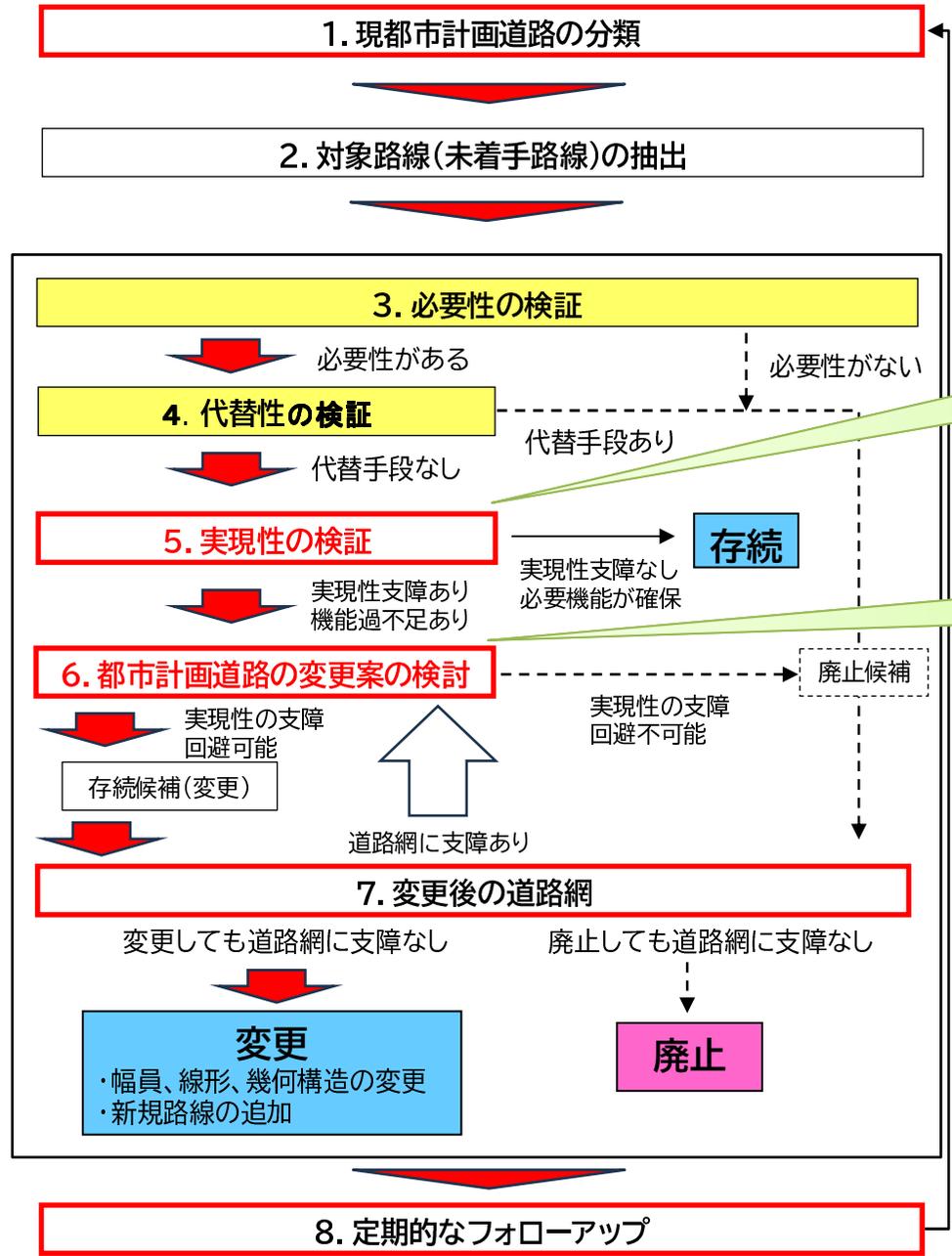
当該道路の必要性の観点を中心とした検証にとどまっており、**実現性の観点が考慮されていない**こと。

課題②

幅員等の変更が必要と判断した路線において、**具体の変更案を作成する作業は事業実施時としている**こと。

5. 都市計画道路見直しフロー(案)

➤ 次期見直しに向けて、**現行ガイドラインの課題を踏まえた「(改定)奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」**を策定する。



見直し①: 実現性の検証

歴史的景観・文化財などへの影響や事業実施上の支障(支障物件の規模等)などについて検証する。

見直し②: 都市計画道路の変更案の検討

道路幾何構造、ルートの変更等によって、実現性の支障等を回避できるかどうかを検証し、適切な時期に都市計画道路の変更を実施する。

 現行からの追加項目

6. 今後の予定

- 令和7年度中に「（改定）奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」をとりまとめ、2月の都市計画審議会では報告する予定
- 令和8年度より、「（改定）奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」による次期見直しを行う予定